令和5年度有田町一般会計決算における地方消費税交付金(社会保障財源分) 増収分に係る社会保障4経費及び社会保障施策経費への充当状況

地方消費税交付金のうち、消費税率(国・地方)改正による引上げ分については、その使途を明確化し、社会保障4経費(年金、医療、介護、子育て)及びその他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

【歳入】

地方消費税交付金(社会保障財源分)

254,577 千円

【歳出】

社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費

3,697,478 千円

【社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	令和5年度 決算額	財源内容				
		特定財源			一般財源	
		国県 支出金	町債	その他		うち地 方消費税交付金 (社会保障 財源化分)
社 会 福 祉 費 (障害者福祉・児童福祉ほか)	2,500,165	1,504,009		118,352	877,804	123,062
保健衛生・予防接種ほか)	347,771	38,411		52,976	256,384	35,943
国 民 健 康 保 険 事 業	137,544	82,118			55,426	7,770
介 護 保 険 事 業	307,427	17,809		2,200	287,418	40,294
後期高齢者医療事業	404,571	65,287		414	338,870	47,507
合 計	3,697,478	1,707,634	0	173,942	1,815,902	254,577

[※]地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要した一般財源の比率に応じて按分しています。